

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	930	受理年月日	令和5年9月26日
件 名	小規模保育事業所における3歳以上児の受け入れ		
要 旨	<p>一般社団法人七実の木は、小規模保育事業所を2歳で卒所する際の、次の保育園を見付ける保護者の大変さ、子供たちが幼稚園から転園しなければならないことで受ける心への負担に胸を痛めてきた。卒所する保護者から、七実の木の保育を引き続き受けたい、3歳で転園するときに希望の保育園に入れない、集団が一定出来ている施設型保育園に3歳から転入するには子供に大きなストレスが掛かるなどの声が上がり、保護者の強い要望で2017年5月、3歳以上児を受け入れる認可外保育園実り保育園を開園した。毎年、七実の木保育園からの移行の子たちを受け入れ、現在は8人が在籍している。</p> <p>2017年、保育園保護者から移行についての陳情書を提出している。</p> <p>開園当初は、認可外であったため保護者は高い保育料を負担することになっていたが、毎年数人の保護者が認可外への移行を決めた。その後、制度化された保育料無償化の対象園として認められ、2019年から現在に至っている。</p> <p>同法人で運営している実り保育園は小規模保育事業所七実の木保育園と園庭を挟んだ向かい側にあり、保育士が幼児の保育と生活を守るために奮闘している。保育体制も認可外保育園の基準を守るため努力し続けてきた。</p> <p>認可外施設ではあるが、小規模保育所からの移行の子供たちを受け入れているため、開園時間は7時半から18時半、土曜日も小規模保育事業所と同様の開園を守っている。</p> <p>平成24年から特区小規模保育事業所の定義が見直されてきた。今年度4月21日のこども家庭庁からの通知にもあるように、現在、国家戦略特別区域においては、小規模保育事業の対象年齢を0歳から5歳の間で定めることが可能となっている。しかし、京都市は、これまでと変わらない扱いとするとの方針を明らかにした。こども家庭庁の通知が、子供の保育の選択肢を広げる観点から柔軟に判断できるとしていることからも、政府の方針の扱いを限定しないでほしい。</p> <p>については、既に七実の木保育園を卒所する子供たちの受入先を保護者と一緒に作り実践してきた法人と職員の努力を認め、小規模保育事業所七実の木保育園の3歳以上児の受け入れを認めることを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		